

# 公益財団法人大田区産業振興協会 Web サイトバナー広告掲載 取扱要領

平成 27 年 3 月 2 日 産協事発 401 号理事長決定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、公益財団法人大田区産業振興協会 Web サイトバナー広告掲載 取扱要綱（平成 27 年 3 月 2 日要綱第 59 号。以下「要綱」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(バナー広告の掲載位置)

第 2 条 要綱第 2 条で定めるバナー広告の広告枠とは、Web サイトのトップページ下部とする。なお、枠外の掲載については協議により掲載位置を決定する。

(バナー広告の掲載料金)

第 3 条 要綱第 3 条で定めるバナー広告の掲載料金は、別表のとおりとする。

(バナー広告の掲載期間)

第 4 条 要綱第 4 条で定める広告の掲載期間の始期は、月の営業日初日とし、終期は応答月前月の営業日最終日とする（例：2015 年 4 月 1 日～2016 年 3 月 31 日）。

(バナー広告掲載の募集)

第 5 条 広告掲載の募集は、公益財団法人大田区産業振興協会 Web サイト等の広報媒体により公募する。

2 前項の募集は、随時行うことができるものとする。

(バナー広告の掲載決定等)

第 6 条 要綱第 6 条で定める広告の掲載決定にあたっては、要綱第 6 条の掲載基準に基づき、速やかに審査するものとする。

2 前項の審査にあたり、理事長は必要に応じて掲載申込者に関する資料を求めることができる。

3 第 1 項の審査にあたり疑義が生じたときは、理事長は、次項以下で規定する公益財団法人大田区産業振興協会 Web サイトバナー広告掲載 審査会（以下「審査会」という。）を招集し、当該広告について掲載要件の可否を審査しなければならない。

4 審査会は、事務局長を審査委員長とし、総務ディレクター、地域産業活性化ディレクターの 3 名をもって組織する。

5 審査会の議事は、前項の出席者の過半数をもって決定する。

付 則

この要領は、平成27年3月2日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

別表

掲載料金 (1カ月、税込み)

区内に本社または事業所を保有する企業の広告	5,000円
上記以外の企業の広告	10,000円

枠外に掲載される広告については協議により掲載料金を決定する。